

原子力研究開発黎明期における中央の動向

——政財界・学界・マスコミの対応——

天 沼 香

はじめに

先に私は、「原子力研究開発黎明期における地域社会の動向——国家意志と地域＝原研設置と東海村——」（地方史研究協議会編『地方史研究』158号）と題する論文を発表した。

これは、1956年4月、当時の鳩山一郎内閣が、日本における最初の原子力研究開発関係の機関である日本原子力研究所を、茨城県那珂郡東海村に設置することを決定したことともなう同村＝地域社会の動向を探ったものである。

すなわち、1950年代という、戦後の農地改革——自作農創出という画期的事件を経て、農村や各農家が手探りのなかにも、正負こもごもの「共同体」の遺産を受け継ぎながら、新しい村づくりの胎動が見られた時期において、当該の村や農家の意志とはまったく無関係に、突如として国家意志による巨大なプロジェクトが闖入してくるようになったことに関して、むらびとたちはどのように考え、地域社会はどのようにそれに対処しようとしたのかを現地におけるフィールド・ワークを通じて実証的に明らかにしたのが同論である。

この時期は、1960年代、日本の高度経済成長期にストレートにつながっていく時期でもあった。そして茨城県にとっては、この東海村への原子力研究開発施設の設置は、後の鹿島臨海工業地帯の設置や筑波研究学園都市の設置といった国家的な大プロジェクトの同県内への導入にもつながる事件であった。

東京に非常に近い距離にありながら（「つくば」は東京の60キロ圏、県都水戸市でもおよそ100キロ圏）、他県に比して、民度が低く、開発も遅れ、しかも国有地を多く有していた茨城県にとって、国家的なプロジェクトに乗る、ないしは国家的なプロジェクトを誘致するということは、「遅れ」を取り戻し、工業化を進める起死回生策だったのである。

本論は、上のようなテーマを論じた先の拙稿の姉妹編とでもいうべきものである。1950年代半ばにおいて、国家レベルの問題として、いかなる国際的な環境下で、いかにして日本に原子力予算が出現し、いかにして原子力研究開発に緒が付けられることになったかを明らかにすることが主たる目的である。なぜ、こうした事柄を明らかにしようとするのか。第1章の1でまずこの点に言及しておこう。

第1章 なぜ「原子力」の歴史を考えるのか

1. 問題設定

日本において原子力の研究開発が始められてから30数年の歳月が経過した。だが、このところ原子力をめぐる国際環境は厳しくなる一方であり、国内でも原研や各地の原発における事故の多発等によって、原子力に対する風当りは益々強まってきている。そのような中で、一向にはかばかしく進展していないのが日本の原子力研究開発の現状である。

さらに最近では、原発設置に反対する声は高

まる一方である。世界的潮流としては、「反原発」から「脱原発」という方向性がかなり明確になってきているといえよう。日本の政財界当局者が、エネルギー危機を唱え、経済性の面から、燃料備蓄の面から原子力発電の有効性を強調してみても、そう簡単に反対は納まるものではない。

何故だろうか。そこには、反対の論理に科学性が加わってきたこと等の理由も考えられるが、それと共に、日本人の原子力に対する根深い恐怖感、不信感の厳然たる存在を考えないわけにはいかないのである。

恐怖感といえば、それは1945年8月の広島、長崎の被爆、戦後の米英ソによるすさまじい原水爆実験競争、そして1954年3月に起きた第5福竜丸事件等に起因するものに相違あるまい。これらの体験は、日本人の間に原子兵器の恐ろしさをまざまざと見せつけたものであった。

この恐怖感は、原子力の平和利用といっても、軍事利用と全く異質のものではない以上、日本人の心の中に存在し続けることは、むしろ当然であろう。

この恐怖感以上に、原子力発電等の平和利用が国民的合意を得られない理由として、原子力の研究開発体制に対する不信感の存在が挙げられる。これは、原子力の平和利用そのものにかかわるものであるだけに、今日では恐怖感以上に重視されて然るべきであろう。

そして、この不信感は、淵源を辿れば、結局日本の原子力研究開発の黎明期に到達するのである。この期に醸成された不信感が、現在の原発設置反対運動等にまでつながっているといえよう。然らば、何故このような不信感が芽生えたのであろうか。それを探り出そうというのが、本論の一大目的である。

日本が原子力研究開発を開始するにあたって、自主的な体制を固めないままに、米国に追随して不明朗な出発をしたことが、結局現在のように日本の「原子力」が、米国の統制下に組み入れられてしまい、独自には再処理も行えないような局面を生み出したのである。

しかし、日本のエネルギー事情を考慮するとき、国産石炭の見直しも大切であるが、いずれにせよ燃料物質の多くは輸入に頼られなければ

ならないのであるし、その輸入、備蓄に関して様々な問題が生じている現状、さらにその化石燃料の有限性をも考え（安易な枯渇論に同意するわけではないが）合わせるならば、原子力発電はよくない、とばかりも言っていられまい。

ただ、現在のように開発規制に対する責任体制が明確でないまま、国民的合意もないままに原発が設置されるような状況は避けなければならない。安全性が十分に考慮され、紐付き核燃料が排され、人々の納得のいく形で開発が進められなければならないことは勿論であろう。

「公開」・「民主」・「自主」の原則に則って研究開発が進められてこそ、真の原子力の平和利用が実現可能となるのである。

このあたりで日本の原子力研究開発の黎明期における政財界、学界、マスコミ等の動向を明らかにし、その中に諸層の不信感の根源を探り出すことによって、もう一度我々が、原子力平和利用の何たるかをよく吟味し、「脱原発」か開発促進かを含め原子力発電等を今後どのようにしていくべきかを、じっくりと考慮する契機としたいと考えるのである。

2. 時期区分

通産省資源エネルギー庁では、現在に至るまでの日本の原子力の歩みを

第1期 1955～66 実用化準備時代

第2期 1967～73 本格的実用化時代

第3期 1973～ 第二次鎮静化の恐れ、と3区分している⁽¹⁾。この区分は多少大まかに過ぎるし、また開発を推進する側の論理に立った区分であることにも注意を要する。

福島大学の北村洋基は、氏の一連の論文⁽²⁾において、次のように区分している。

第1期 1954～59 原子力開発体制の形成期

第2期 1959～64 「スローダウン」期

第3期 1965～72 急成長・展開期

第4期 1972～現在、矛盾の累積と社会問題化

この区分は、主として日本における原子力産業（その中の鉱工業⁽³⁾）の動向に着目してなされているために、原子力研究開発全体の動きを捉えるものとはなり得ていない。

日本の原子力に関する研究開発は、計画性のないままに、米国の政策に左右され、追従している。従って、少なくとも現在までのところは時期区分も、米国の動向を考慮しつつ画定するのが妥当である。その線に則して、私は一応、以下のように区分を設定した。

- 第1期 1954~58 黎明期
- 第2期 1958~60 進展期
- 第3期 1960~65 停滞期
- 第4期 1965~73 展開期
- 第5期 1973~ 反省期

黎明期は、1953年末のアイゼンハウアーの原子力平和利用国際プール提案の影響下、54年3月に改進黨の中曾根康弘代議士らが突如、国会に原子力予算案を提出した時から、原子力三法制定を始めとする法的整備、原子力委員会、原研、原燃、放医研などの政府関係機関の設立、さらには財界における原産の設立、原子力産業5グループの結成、原電の発足等を経て、1958年6月、対米英原子力一般協定が調印されるまでの時期である。

この時期に、学術会議を中心とする学界の原子力研究開発に対する慎重論はことごとく退けられ、米英に頼って、早く原子力発電を実現させようとする政府、財界の主導による外国依存の体制が確立するのである。

進展期とは、原研において、JRR12、JRR13(国産1号炉)が、原電において、コールダーホール改良型原子炉が着工(1959年12月)され、それらの工事に日立、三菱等の原子力産業グループが、米英企業の下請けとして参加していく時期を示している。

停滞期は、右の各炉が完工に近づき、原子力産業に対する需要も減少したため、多くの企業の原子力部門が縮小を余儀なくされるなどの現象が起きた時期である。この時期には、石油コストの大幅ダウンなどもあり、世界的に原発建設は停滞している。

展開期は、1964年の第3回原子力平和利用国際会議以降の米国の軽水炉売り込み、やはり米国における濃縮ウラン民有化等に刺激され、1966年3月、総合エネルギー調査会が1985年における原子力発電の目標を3~4000万kWとす

るなどによって、原子力発電ブームが喧伝されたことに始まる。67年には、米国製軽水炉を受け入れるべく、原子力委員会は新たな「原子力開発利用基本計画」を決定した。そして日本原子力一般協定の改定によって、米国から濃縮ウランの安定供給を受ける見通しがついたとして、東電の福島1、2号炉、関電美浜1号炉等が次々と着工されている。70年3月には原電敦賀原発が運転に入っている。この期には、米国(GE、WH両社)の軽水炉輸入が日本に定着し、米国の英国炉等の排除は見事に成功している。

さらにこの期で重要なことは、1967年10月、原燃を母体に、それとは比較にならない大きなプロジェクトを推進すべき機構として動燃が創設されたことである。

反省期は、73年頃から目立ち始めた原発の事故等をきっかけとした原発設置反対運動などの高まりによって、政府も原子力政策の見直しをせざるを得なくなっている現在の時点までである。他の時期に比して、この期が長いことは示唆的といえよう。

以上のように、30数年にわたる日本の原子力研究開発の歴史を、5期に分けたのであるが、本論では黎明期を取り上げることとする。この時期に、日本の原子力研究開発体制は多くの問題を残しながら、一応確立されているからであり、この間に、日本の原子力研究開発のその後の行方が、そして今日の状況が暗示されているからである。

なお、原子力の平和利用という場合、原子力エネルギーの利用と、放射性アイソトープの利用とが含まれるが、本論では前者のみを扱うこととする。

第2章 原子力予算の出現から原子力委員会発足まで

1 前史(1) 原子力の軍事利用

世界各国において原子力の平和利用が行われるようになるまでの道程を一応、簡略に述べておこう。1895年、レントゲン(独)がX線を発見したが、これは放射能発見の大きな基盤となり、翌96年にはベックレル(仏)がその存在を見出している。98年にはキューリー夫妻がラジウムを

発見した。1902年にはラザフォードとソディ(英)が「放射性崩壊の理論」を唱えている。

1932年にはチャドウィック(英)が中性子を発見、38年にはハーンやシュトラスマン(独)によって核分裂の実験が行われていた。この重大性は、米国に亡命してきたボーア(デンマーク)によって、翌39年初頭には米国で発表された。

同じく米国に亡命していたフェルミ(伊)は、これに示唆を受け、次々と新しい核分裂実験を行っていった。同年、第二次世界大戦が勃発すると、ドイツに対抗すべく、米国の科学者たちはアインシュタインらを中心に、政府に原爆製造を提案、41年からは、その具体的計画に入っている。

この原爆製造計画は、ウラン²³⁵を用いるものと、プルトニウムを用いるものの双方を含んでいた。プルトニウム生産を確かめる原子炉は、フェルミによってシカゴ大学に設置されていたが、ここにおいて1942年12月2日、原子核の持続的連鎖反応が成功を納めたのである。この成功は、45年7月のアラモゴルドにおける原爆第1号の実験、そして8月の広島、長崎への原爆投下とつながっていった。偉大なエネルギーと人類との不幸な出会いであった。

大戦後、暫くの間は原爆は米国の独占するところとして、その世界戦略に大いに有効性を発揮したが、1949年7月にはソ連も原爆を完成した。これにショックを受けた米国では、オッペンハイマーらの反対にも拘らず水爆製造が進められ、52年暮にはその実験が行われたのである。同年10月からは、イギリスも原爆実験を開始した。53年8月にはソ連も水爆実験に成功している。

1954年3月には、日本人にとって三度目の放射能による被災体験である第5福竜丸事件を起こした超ウラン爆弾⁽¹⁾の実験が、米国によって南太平洋ビキニ環礁で実施された。同月末にはネールが実験中止を呼びかけるなど、多くの人々による中止の呼びかけ、反対声明等にも拘らず、その後も米ソの追いつ追われつの核実験競争はエスカレートの一途を辿るのである。57年にはイギリスも水爆実験に成功している。

2. 前史(2) 原子力の平和利用

エスカレートする核実験競争の中で、1953年12月、第8回国連総会の席上、アイゼンハウアーは「原子力国際プール案」を提案した。これは、原子力平和利用のため国連に原子力機関を新設し、そこに各国がウラン等を供出する、米国は原子力平和利用計画の推進についてもソ連と協力する等をうたったものである。これは、原子力平和利用に関する提案としては、45年11月の米、英、加3国首脳原子力国際管理に関する共同声明、これに基づく46年6月の第1回国連原子力委員会の席上、発表された米国バルグ案、ソ連グロムイコ案等に次ぐものであり、バルグ案の線上にあるものと見る事ができよう。

武谷三男は、54年1月23日『読売新聞』誌上で、アイゼンハウアー提案は「第一にソ連の原子兵器がアメリカに追いつき、ある点では追越したこと、第二に原子燃料の貯蔵が必要量を越え、なんとか切り替えをやらねばならぬこと、第三に原子力の平和利用が世界的に実現の段階に達し、この方面ではイギリスの方がむしろ進んでいること」の3点を背景としていると述べているが、これは正鵠を射た認識であった。確かに、この提案の背景には、対ソ関係の他、原子力平和利用の分野に置ける対英牽制、国内で生産過剰気味の濃縮ウランのはけ口を求めたこと等が考えられよう。ともかく原子力の軍事利用面での圧倒的優勢を保てなくなった米国の一石二鳥も三鳥もねらった提案だったのである。

この提案の影響下に、翌54年3月には、日本での初の原子力予算が成立することになる。

ニューズウィーク誌に「原子力の発展は初めて原子力時代にふさわしい外交関係を生み出した。」⁽²⁾と言わしめた55年7月のジュネーブにおける米ソ英仏首脳会談に続いて、8月には、やはり同地で73ヶ国参加のもと、第1国際原子力平和利用会議が開催された。これは世界各国の学者が、平和利用のために原子力に関して資料を交換し、討議する学術会議とされていたが、日本からは藤岡由夫(東教大教授)、安芸皎一(東大教授)、駒形作次(工業技術院長)らに加え、

中曾根、前田正男等の政治家もオブザーバーとして参加している。この会議は、世界的に原子力平和利用ムードを盛り上げ、日本の原子力研究開発にも少なからず影響を与えたのであった。

3. 敗戦前後

太平洋戦争も末期1945年に入ると、東京への空襲には激しさが加わる一方で、重要な建物も次々に灰塵に帰していったが、そんな中で、理化学研究所の大サイクロトロンは、ほぼ完全な形を残したまま、8月15日、敗戦の日を迎えた。

これを用いて研究を再開したいと考えた仁科芳雄は、GHQ に対しサイクロトロン運転再開を申請したのであるが、それは、10月17日、GHQ 指令第3号第8項³⁾を守ることを条件として許可された。しかし11月19日には、全面的な停止命令が日本政府宛発せられ、それが仁科に伝わらないうちに、翌20日には、理化学研究所は手入れを受け、24日には遂にGHQ からサイクロトロン破壊の命令が発せられるに至ったのである。同時に阪大や京大のサイクロトロンも破壊し去られてしまい、ここに1938年のハーンやシュトラスマンによるウラン核分裂実験に刺激を受けて大いに進展していた日本の原子核実験研究も、完全にその足場を失うことになった。

それに追い打ちをかけるように1947年1月30日、極東委員会は、「原子力の分野における日本の研究ならびに活動⁴⁾」に関する政策を発表した。これは日本において、基礎、応用、を問わず、あらゆる面での原子力の研究および開発を全面的に禁止するものであった。この方針は占領中を通じてずっと貫かれることになる。

4・学界の動向

占領下において、原子力の研究開発を禁止された日本であったが、戦前に代わる新しい科学研究の体制刷新委員会が成立し、同委員会は翌48年4月8日、内閣総理大臣に対し、「新学術体制の立案について」答申した。これに基づいて同年7月、日本学術会議法が成立、49年1月1日には日本学術会議が発足、同月20日には科

学技術行政協議会 (STAC) 法が施行されている。

学術会議は、1950年4月の第6回総会で、「戦争のための科学研究は行わない」と決議するなど、活発な行動を開始した。同会議はその後、学界の原子力に関する討議の中心の場となってゆくことになる。

51年、学術会議第11回総会で、伏見康治 (阪大教授) は、原子力平和利用のための研究の途まで閉ざされてしまわないように、講和条約中に原子力禁止の条項が含まれないようにすべき旨の提案を行った。52年には武谷三男も、日本でも原子力の研究を進めるべきことを提案している。これらは極東委員会によって原子力研究開発が禁止されて以来初めての提案であり、学界の原子力平和利用に対する積極的な姿勢を示すものとして注目に値する発言である。

1952年7月には、湯川記念館開所式の席上、茅誠司は原子力委員会の必要性を説き、さらに茅はその旨を同月の学術会議第51回運営委員会にも提案した。それをもとに同年10月、茅と伏見は原子力委員会の創設案を、学術会議第四部会に提出したが、ここでは否決されたため、彼らは個人提案として同月の学術会議第13回総会に、政府に原子力委員会の設置を申し入れるべく、その原案を作るための臨時委員会設置を提唱した。

だが、慎重派は、原子力研究には膨大な予算を要すること、多数の人員を要すること、これが政府の統制を助長すること、それが他部門の研究にまで悪影響を及ぼすこと等を挙げ、慎重に事を運ぶべきことを説いた⁵⁾。激論の後、茅、伏見は原案を撤回、結局「わが国の原子力研究について学術会議としていかなる態度をとるべきかを検討する臨時委員会としての第39委員会」が設置されることになった。

このころ武谷三男は『改造』(1952年11月)に「日本の原子力研究の方向」と題する論文を寄せているが、これは日本の原子力の進むべき道を明確に示すものであった。それは「日本で行なう原子力研究の一切は公表すべきである。また日本で行なう原子力研究には外国の秘密は一切教わらない。また外国と秘密な関係は一切

結ばない。日本の原子力研究所のいかなる場所にも、いかなる人の出入りも拒否しない」等と述べ、これらを法的に確認してから原子力研究開発を出発させるべきことを説いている。これは正に、後の原子力憲章案、原子力平和利用三原則の基礎となるものであった。

このように、日本において原子力研究開発が始まろうとしていた頃、最も活発に原子力を論じていたのは学術会議を中心とする学界であった。しかし、具体的な方策はまとまらないまま、1954年に至っている。

5・原子力予算の出現

1954年3月2日、保守3党によって突如、原子炉築造予算2億3500万円を含む計3億円の科学技術振興追加予算案が国会に提出された。3月4日の『毎日新聞』は「原子力予算知らぬ間に出現、驚く学界、こぞって反対」という見出

しで、学界の衝撃を伝えている。記事はさらに次のように述べている。

きょう4日衆院を通過する保守3党共同修正の29年度予算案に、突如として、しかも学界も知らぬ間に2億6千万円の「原子力研究調査予算」が登場、各方面に大きなショックを与えている。原子力研究費が国家予算に計上されたのは初めてのことだが、実は日本で原子力研究に着手すべきかどうかという問題自体が多年学界の論争の的で、去年27日には学術会議でこれに関する公聴会まで開いた⁽⁶⁾矢先のこと。受入れ体制のない予算計上に対して一部には「学界無視」「政治的陰謀」という非難の声もあがり、政党に先手を打たれた学界、学術会議が今後どういう態度に出るか注目されている。

この予算案の提案者は改進黨の中曽根康弘、稲葉修、齊藤憲三らであるが、3月3日の衆院予算委員会で稲葉は提案理由を、

……原子炉の築造については学界にも論議の存するところではありますが、われわれはあえて大胆にこの費目を掲げて学界、工業界を刺激するとともに、おもむろにその使途を見守りながら、原子科学によるわが国の画期的な産業革命の将来に多大の期待をかけるものがあります。……

と述べているが、この提案は質疑もなく予算委員会を通過し、3月5日には衆院本会議も通ったのである。

この予算案に対し、学界は少なくとも公式には何らの相談も受けていなかった。茅誠司は「寝耳に水で驚いた。政治的な策謀かどうかは知らない。…学者の意見をまとめるのはむずかしいだろう。しかし何らの措置も決定しないうちに政治家に先を越されたことを反省すべきだ。…」⁽⁷⁾と述べ、藤岡由夫は「…学問は学者がするのだから相談して貰わぬとあとが心配である。原子力研究には計画性がある。原子核の正確な研究なしに原子力を始めるのは砂上樓閣を作るようなものだ。…」⁽⁸⁾と語っている。

2月末の公聴会では原子力積極推進論を説い



写真1：学界に知らされないままに出現した「原子力予算」を報じる1954年3月4日付『毎日新聞』

ていた武田栄一（東工大助教授）すら「…原子炉予算は全く無謀というほかない」と批判し、今後は学界の方も「狭い視野をふみ出て、政治家、事業家、技術者らと、十分心を開いて討論し、前進すべき道を見出してゆくべき⁹⁹⁾」としている。

山崎文男（科学研究所員）は「原子力研究は学術会議の方針に従うのが当然だ。…危険な研究を法律も作らないで進めることは出来ない。原子炉は実験用の小さなものでも10億円はかかる。2億数千万円をどんな研究に使おうとするのか判らない。全く不可解な予算だ¹⁰⁰⁾」と非難するなど、学界は推進派、慎重派を問わず、一様にこの予算を批判したのであった。

ただ推進派にあっては批判とともに、学術会議が数年間、原子力研究開発の可否を論じながら、明確な結論を出し得なかったことに対する反省という形で、同予算を消極的に弁護しているものもみられる。

学術会議では、3月2日、茅会長と藤岡第39委員会委員長が早速、改進黨を訪問、直ちに原子力研究に着手することが困難である旨を述べ、原子力予算を、削られた原子核研究所の予算や、科学研究所の赤字救済に回してほしいという学術会議の要望を申し入れた。

しかし、改進黨側は、それを拒否した。3月4日の『朝日新聞』は「原子炉予算を削除せよ」と題して「この費目をかつぎ出した議員たちは、おそらく原子力問題の重要性を、政治家として認識した先覚者のつもりでいるかも知れないが、日本の現状に照らして、実はこれほど無知をさらけ出した案がこのまま国会を通るなら、それは同時に国家の無知ということにもなりかねない」と述べ、返す刃で「素人の集りの政党のみをせめることはできぬ。禍根はここにもひそんでいる」と原子力研究開発の基本方針も確立できないままに、政党の成すがままを許した学術会議をも痛烈に批判している。

武谷三男は「科学者たちは無計画な出発をおそれているのである。…この予算は政治家の先見の明でもなんでもなく、無知をばくろしたものにすぎない¹⁰¹⁾」と論じた。

3月8日、学術会議は原子核特別委員会を招

集し善後策を講じている。やはり原子核研究所へ原子力予算を回すことや、原子力予算成立の際は、原子力を平和目的にのみ使用することを国会で決議させること等が論じられ、それらは3月11日の第39委員会でも確認され、12日に参院緑風会に申し入れられた。このように、原子力の重要性及び危険性を十分に認識していた学術会議会員を中心とする専門学者たちは、突如の原子力予算案の出現に対し、敏速に対応したのであったが、結局、同予算案は参院予算委員会で審議未了、時間切れ、そして自然成立したのである。

この予算案提出の中心人物、中曾根康弘は、後に次のように語っている¹⁰²⁾。

当時学術会議においては、研究開始にむしろ否定的な形勢がつよかったようであった。

私は…もはやこの段階に至ったならば、政治の力によって突破する以外に、日本の原子力問題を解決する方法はないと直感した。

このような膠着状態に入った時に決断を下して、国家の方向を決めるのは政治家の責任である。そのように感じて原子力予算を提出することを考えたのである。

正に「先見の明」を自認していたわけであるが、中曾根自身、「しかしこの問題は事前に漏れると、いろいろ障害ができてなかなか成功するものではない。私は秘かにその時期をねらっていた¹⁰³⁾」と述べているように予算案作成は全く秘密裏に行われたのである。改進黨が改憲及び再軍備を主張する政党であることを考えるとき、何か裏を感じさせるのに十分な発言である。しかし少なくとも立前としては、平和目的に使用、研究成果の公表等をうたって予算は成立したのである。

この原子力予算については「ケガの功名ではないが、各分野の反省と希望を組織づけて平和利用を目指したことは、見おとしてはならない現実であった」（日本原子力産業会議編『原子力開発十年史』）というような、この予算が「はずみ」になってその後の研究開発を推し進めたとする評価が少なくない。しかし広く国民的合

意を得ないままに、この予算が出現したことは、学術会議、学界（原子力推進派の多くも含めて）に、不信感を植え付け、さらにその後の不明朗な原子力研究開発の発端となったのであるから、真の評価はおのずから異ならざるをえない。

学界から大いなる不信感をもって迎えられたこの予算は、原子力関係資材の研究開発助成金として少々用いられた以外は、54年12月に藤岡由夫を団長とする原子力調査団の費用に充てられただけで、1億6800万円が、翌年に繰り越された。

科学技術振興追加予算		
地質調査所	ウラン探鉱費	1500万
工業技術院 助成金	ゲルマニウム精錬技術 および応用研究費	1500万
	チタン金属研究費	1500万
	原子炉築造のための基礎 研究費および調査費	2億3500万
国会図書館	原子力関係資料整備費	1000万
	P Bレポート費	1000万
	総 計	3億

表1：原子力予算【『原子力年鑑』（1957年版）より】

6. 原子力予算成立後の動向

突如の原子力予算出現に驚いた伏見康治は、「私は輾転反側して眠られなかった」と、その後、激化するであろう学者と政治家との対立を憂えつつ、成立してしまっただけで、その予算を原子力の平和利用に限定して用いるために、との願いを込めて、原子力憲章草案を起草した¹⁰⁾。これは、(1) 原子兵器についての研究開発利用は一切行わないこと、(2) 原子力の研究開発利用の情報の完全公開、(3) 諸外国の原子力に関する秘密情報は入手利用しないこと、(4) 原子力開発利用の施設に参与する人員の選択は、その研究技術能力以外の基準によらないこと等をうたったものである。伏見草案は、3月11日、原子力問題専門委員会に提案された。

このような折りも折り、『読売新聞』は3月16日、米国のビキニ環礁における核実験によっ

て、第5福竜丸が「死の灰」を受けたことを大々的に報じた。この事件はその後の学界の動向に様々な影響を与えていくことになる。

3月18日、学術会議の原子核特別委員会は京都で会合、この審議結果に基づいて、朝永振一郎委員長は、第39委員会藤岡委員長宛てに、原子力平和利用に関し、(1) 兵器の研究はすべて行わないこと、(2) 常に研究状況が公表され、意見とデータの自由な交換がなされるべきこと、(3) 真に研究能力、技術能力のある研究者が実際の研究に参加し協力することをこぼさないこと、が三つの不可欠の原則であり、学術会議が原子力問題を取り上げる際この原則を完全に反映していただきたい旨の申し入れ¹¹⁾を行った。そこでは原子力憲章伏見草案を強く支持することも表明されている。

これを受けて学術会議第17回総会は、原子力に関する「声明」を発表した(4月23日)。声明は「原子力の利用は将来の人類の福祉に関係ある重要問題であるが、その研究は原子兵器との関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお原子兵器の暗雲は世界を蔽っている。われわれは、この現状において原子力の研究の取扱いについて特に慎重ならざるを得ない」と前置きをして、原子兵器に関する一切の研究を行ってはならないとの堅い決意を表明し、この精神を保証するための原則として、(1)「原子力の研究と利用に関する一切の情報が完全に公開され、国民に周知されること」、(2)「真に民主的な運営によって、わが国の原子力研究が行われること」、(3)「日本における原子力の研究と利用は、日本国民の自主性ある運営の下に行われるべきこと」をうたったものである。この「公開」、「民主」、「自主」の原則が、後に原子力基本法にも盛り込まれることになる所謂「原子力平和利用三原則」である。

この声明発表に続いて学術会議は5月1日、内閣総理大臣宛、何らの連絡なしに原子力予算が計上されたことに対する遺憾の意の表明および今後は原子力に関しては同会議に諮問すべき旨の要望を行った。このように学術会議は、成立してしまっただけで原子力予算をよい方向へ向けて運用すべく活動を続けていたが、10月の第18回

総会では、原子力研究開発に関する基本方針を決議するに至った。

これが、原子力の研究開発利用に関する「措置」である。これは、先の「声明」に盛り込まれていた内容の他、機関要員の基本的な人権の尊重、放射線障害に対する対策、核燃料の厳重管理等を、政府に要求したもので、10月28日、茅会長が、吉田首相宛て申し入れたものであった。

一方、原子力予算の成立に伴い、政府は54年5月11日の閣議で、内閣の諮問機関として、原子力利用準備調査会の設置を決定した。尚、会長は緒方竹虎副総理、委員は経済閣僚、石川一郎経団連会長ら、それに学界からは茅、藤岡が加わっていた。同調査会は、6月30日の第2回会合で、原子力予算の使途等を論じるとともに、15名の専門委員から成る総合部会の設置を決定した。この部会は、9月24日第2回会合で、原子力研究開発について、(1)公開、(2)衆知の結集、(3)自主などの点に留意することを申し合わせている。「公開」、「民主」、「自主」の三原則は、このように政府関係の機関でも認めざるを得ない程、大きな国民的合意となっていたのである。

7. 日米原子力研究協定

1955年1月11日、在日米大使館は、外務省に、原子力平和利用に関する援助計画を通告してきた。これは核燃料の入手も含む原子炉築造に対する技術援助等、8項目から成っていた。これは結局、米国と原子力協定を結ぶことを要請したとも言えるであろう。協定を結べば、濃縮ウラン²³⁵を6kg貸与されるのであるが、その貸与条件は、(ア)貸与された燃料要素には全く手を加えることができない、(イ)燃料管理は政府の全責任下におかれる、(ウ)燃料およびそれを使用する施設については、つねに状況を報告する義務、(エ)米国から派遣された検査員による点検、という厳しいものであった。そのうえ米国は将来、原子力一般協定をも締結を希望する旨の条項も含まれていたのであるが、これは、原子力研究開発について将来に渡って日本を米国の傘下に置いておくことを策したものであることは明かであった。これは、学術会議が主張し、政府も認めざるを得なくなっていた原子力

平和利用三原則の精神に全く反するものであった。しかもこの内容は、4月14日に『朝日新聞』が報道するまで一般には全く知らされていなかったのである。

米国のこの援助計画に対し、4月16日には、学術会議の原子力問題委員会が、外国からの核分裂物質受け入れは、慎重を期すべきであり、三原則に則って行われるべき旨の結論を出し、同月末の総会でも、余り急いで、三原則を犯すことは、学問の自由にもかかわるといふ物理学者を中心とした意見が、徐々に全体のコンセンサスになっていった。

一方、政府側では、原子力利用準備調査会が、初めてこの問題を取り上げたのが4月であったが、5月19日には、米側の申し入れを受け入れることを決定してしまった。翌日には閣議で了承されている。かくして学術会議の慎重論にも拘らず、両国間の交渉は進められていくが、6月4日の原子力問題委員会では、少なくとも第1回の原子力平和利用国際会議の結果を見定めることが望ましい旨を政府に申し入れることを決定、これは学術会議の意向として、伝えられた(6月6日、重光葵外相宛)。しかし、その直後の6月21日に、ワシントンで日米原子力研究協定が仮調印されたのである¹⁰⁾。

この協定は、11月14日、ワシントンで本調印、12月の第23臨時国会の承認を経て正式に発効した。『原子力白書』(第1回、1957年12月)は、「29年度に原子力予算が突如出現し、日本の原子力開発がスタートした頃には、わが国原子力開発はすべて国産技術を基礎から培養しようとする心構えだったが、この協定により事項は一変」したと述べている。確かに突如の原子力予算出現に対して学術会議などは、自主的開発を志向していた。しかし政府にあっては、原子力予算が出された時から、日米協定へと進むことは既定的な方針であったのではないかと思われるのである。

8. 協定締結後の国内体制の整備

〈財団法人原子力研究所の設立〉

日米原子力研究協定仮調印前後には各方面において原子力関係の機関が数多く設置されてい

る。1955年4月には通産省が工業技術院に原子力課を設置、同月には経団連も原子力平和利用懇談会を設けている。6月には衆院商工委員会が科技庁設置の要望を決議、7月には経企庁に原子力室が設置され、同月末の原子力利用準備調査会の第4回会合では、日米原子力研究協定に基づく濃縮ウラン、実験用原子炉の受け入れ体制を整えるべく、恒久機構の設立を前提に、暫定的に財団法人の設置を適当と考えるという決議がなされた。

これに基いて、財団法人原子力研究所（いわゆる日本原研の前身）の設立計画が進められていくのである。8月11日には、石橋湛山通産相、高崎達之助経企庁長官、石川一郎経団連会長らが中心になって財団法人原研設立懇談会を開き、財界人を招いて協力を要請している。財界側は協力を表明し、その場で設立準備委員会が結成された。10月には設立発起人会が開かれ、理事長に石川一郎、副理事長には駒形作次、常任理事には久布白兼致（東電取締役）が選ばれた。理事は、管礼之助（電気事業連合会長）、茅誠司、菊池正士、木村健二郎、内田俊一（東工大学長）ら、監事は、倉田主税（機会工業連合会長）ら、相談役は、松永安左エ門、安川第五郎、小坂順造（電源開発総裁）らである。これらの顔ぶれからも明らかのように、財界はその総力を財団法人原研設立に結集したのである。

11月30日、財団法人原研は発足した¹⁰⁾。日米原子力協定による濃縮ウラン、実験用原子炉供給の受け皿として、財界の全面的なバックアップのもとに設立されたことは、その後の原研の性格を明確に規定するものであった。

〈原子力基本法の成立〉

1955年8月、ジュネーブで原子力平和利用のための国際会議が開かれたが、同会議にオブザーバーとして参加した中曽根康弘、前田正男、松前重義、志村茂治各代議士を中心に、55年10月に国会に原子力合同委員会が発足した。彼らは、ジュネーブからの帰途、原子力についての法律、行政機関、実施機関の整備が急務であると考えたのである¹⁰⁾。彼らによって、原子力基

本法案が議員提案として、第23臨時国会に提出され成立するのであるが、以下にそれまでの関連ある動きを辿ってみよう。

前述の原子力調査団（藤岡団長）は1954年12月25日から3カ月間に渡って、欧米各国の調査をしてきたが、その報告書（55年5月6日、政府に提出）は、原子力開発の統括機関を早急に整えること、実施機関を至急創立すること等をうたっている。この報告は、緒についたばかりの日本の原子力事情を考えると、不思議な位のあてぶりである。そして調査報告書が提出されて間もなく、日米原子力研究協定が仮調印されている。この調査団の出発直前に、武谷三男は『朝日新聞』（55年12月21日）に「1955年には日米原子力協定が結ばれる。そしてこんどの調査団はその先兵の役をつとめる。私のこの不幸な予言が絶対に実現しないことを願うゆえに私はあえて予言する」と書いているが、この予言は見事に的中したのであった。

さて、この日米原子力研究協定発効を控えて、受け入れ体制確立のためにも、日本の原子力研究開発の基本方針を明らかにするためにも法律の整備が要求されてきた。かくして原子力に関する法案の作成は活発化してゆく。

政府側では、経企庁が「原子力基本法案要綱」、日本原子力研究所が「日本原子力研究所法案要綱」、通産省は「工業法改正要綱」等を作成した。また原子力合同委員会では、原子力基本小委員会を設け、11月5日「原子力に関する基本法案要綱」等を決定している。同要綱の中では、原子力委員会に関する規定も成されていたが、12月1日の閣議で原子力委員会の設置が決定し、「原子力委員会設置法案」と「総理府設置法の一部改正法案」が政府提出の法案として12月10日、国会に出されることになったので、「原子力に関する基本法案要綱」は一部改められている。

政府提出の2法案は12月12日には審議を終えたが、社会党は、それらは原子力基本法案と共に採決さるべきである、としたために、法案は通常国会へ回そうとしていた政府および保守合同によって結成されたばかりの自民党側も止むを得ず、13日に同法案を、議員立法として提出した。こうして原子力に関する3法案は、同日

中に衆院科学技術振興対策特別委員会において可決、翌14日、本会議を通過、16日には参院本会議を通過成立したのであった¹⁹。

この原子力に関する3法（原子力3法）は翌1956年1月1日、施行された。原子力基本法の中には、学術会議を中心とする学者たちの努力が実り、原子力平和利用三原則が明確にうたわれていた²⁰ことは、大きな収穫であった。

〈原子力委員会の発足〉

政府は1955年9月、行政審議会に原子力を含む科学技術行政機構全般について諮問、同審議会は11月に答申、その中で原子力に関しては、総理府外局として科学技術庁を設置し、そこに原子力局を置き、総理府に原子力審議会を置くこととしている。

一方、原子力利用準備調査会では、学者側委員の主張する強い独立性を持った原子力「委員会」を設置する案を始めとして、原子力庁及びその諮問機関として原子力審議会を置く案、既存機関に原子力局といったものを置く案等が出されていたが結論は出ていなかった。また原子力合同委員会は原子力「委員会」の設置を主張していた。

結局、政府は55年12月1日の閣議で、原子力「委員会」を設置することを決定した。しかし、最終的には自民党の意向に沿って、原子力「委員会」の名称は残ったものの、実は行政委員会ではなく、諮問機関に近い性質のものとなってしまっている。

そして、原子力委員会は、原子力行政に関して企画、審議、決定し、内閣総理大臣は同委員会の決定を尊重しなければならない、また同委員会は同大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる、といった権限を付与し、従来の審議会よりは多少強い権限を持つようにし、さらに原子力委員の内1名（定員4名）は労働関係から選ぶこと等、妥協的な配慮もなされたうえで、遂に12月16日、原子力委員会設置法が成立したのである。

自民党は、行政委員会は国情に合わず、廃止の方向に向かっているのだから、新設するのはおかしい、事務は次の通常国会で成立する科学

技術庁にやらせればよい等として、原子力「委員会」を骨抜きにしたのである²¹。そのねらいは、原子力委員会に大きな権限は持たせないというところにあったと見てよからう。『科学技術庁十年史』（科学技術庁、1965年）は、「原子力委員会の性格は国家行政組織上から見れば、行政執行の権限をもつ行政委員会ではなく、行政機関に附属する審議会などと同様のものであるが、内容的には政策の最高意志決定機構として、あたかも行政委員会的な運営をはかることとなり…」と述べている。しかし政策の最高意志決定機構ではないことは、原子力委員会の発足早々、実証されることになる。決定を内閣総理大臣に報告するもので、行政執行権を自身を持っているのではないことの弱味が露呈されるのに、発足から4カ月とかからなかったのである。

また学者側は、原子力利用準備調査会等で原子力行政は、他の科学技術行政とは切り離して別個に行うことを主張していた²²が、原子力委員会の事務を扱う原子力局は結局、総理府（後に科学技術庁へ）に設置されることになった。

政府は、55年12月22日、初代原子力委員長に正力松太郎を任命、同月の第23臨時国会では湯川秀樹、藤岡由夫、有沢広巳、石川一郎の四人が初代原子力委員として承認された²³。かくして翌56年1月1日、原子力3法施行と共に原子力委員会も発足したのである。同月には、総理府内に、経企庁原子力室と工業技術院原子力課の事務を受け継ぐ原子力局も発足した。

尚、原子力委員会設置に伴い、それまで政府の原子力行政の中枢であった原子力利用準備調査会は、55年末に解消した²⁴。

第3章 原子力研究所敷地選定問題

1. 「原子力第一年」的ムード

1955年8月のジュネーブ国際原子力平和利用会議は、日本に対しても原子力平和利用ムードを盛り上げる効果が大であったが、それは米国では、原子力平和利用のためには公開の原則が必要であること等をうたったマッキニ委員会報告²⁵が出されるという成果を生んでいる。

その他の諸国でも、この国際会議を契機に原子力平和利用促進の気運は一段と進んでいる。このような国際環境のもとで、マスコミによる「原子力時代近し」の宣伝啓蒙が、正力原子力委員長を社主とする『読売新聞』をはじめ各新聞、雑誌、ラジオ等によって大々的に繰り広げられていく。54年3月、突如の原子力予算出現に対し、学界と共に批判の先頭に立った各紙も、この頃には「原子力」に対して、ずっと態度を軟化させている。

『朝日新聞』なども、1956年に入ると、1月1日には「湯川博士と原子科学よもやま話」と称する湯川秀樹と同社田中慎次郎の対談を掲載、同日及び3日には「原子力時代の世界経済」と題して欧米の原子力事情等を紹介し、4日には「日本経済の夢を語る」座談会〔出席者、倉田主税、有沢広巳、一本松珠機（関電常務）、正井省三（住友化学常務）〕で、一本松らに、将来のホープは原子力発電、等と語らしめている。6日にも、茅、中曾根、駒形、佐々木義武（原子力局長）による「原子力時代の展望」を掲載するなど、1956年は原子力時代の幕開け、と言わんばかりに連日、原子力関係の記事に大きく紙面を割いている。

『世界』（56年2月号）も「原子力と今日の問題」という特集を組み、伏見康治の「日本の原子力はどうなる」、中村誠太郎（東大助教授）の「今日の原子力」等の論文を掲載、『主婦の友』（56年2月号）といった大衆雑誌も「原子力利用の生活」といった特集で、嵯峨根遼吉（東大教授）の「婦人を解放する原子力」などというバラ色的な記事を書いている。NHK第1放送でも1月8日、「原子力の委員は語る」と題して正力、湯川、藤岡、石川に各々の原子力についての抱負を語らせている。

『毎日新聞』も、1月3日の「社説」で、「原子力は両刃の剣で、一方では水爆を含む原子兵器の大量生産時代に入り、他方では原子力平和利用が昨年8月のジュネーブ会議以来、国際協力の時代に入って、我々に無限の夢をいだかせている。日本では昨年は原子力基本法ができ、元日から原子力平和利用の体制と機構がようやく軌道にのった。いわば日本の原子力第一

年を我々はいま迎えたのである」と高らかにうたい上げている。

さらに「原子力第一年に寄せる」と題して、米英仏の原子力に関する世界的権威からのメッセージを掲載、また「十年後にはアトム（原子力）時代」（原文通り）などと称する記事を書けるなど、人々に「原子力」に幻想を抱かせるような予測をもって、原子力時代の始まりを鼓吹している。こうして1956年は、あたかも原子力時代の到来のごとく宣伝啓蒙されつつ明けたのであった。

2. 原子力研究所敷地決定に到るまで

こうした状況の中で、1956年1月1日原子力委員会が発足し、4日にはその初会合が首相官邸で開かれた。翌5日には、動力協定早期締結に関し全委員の意見が基本的に一致したという所謂、正力放言および他委員のそれに対する反発があり、早くも委員会内の意見の相違の大きさが浮彫りにされている。動力協定＝原子力一般協定については別稿で詳述するので、ここでは、これ以上は触れない。

さて、発足早々の原子力委員会が早速、決定すべき最初の大きな課題は、原研の敷地をどこにするかという事柄であった。もちろんこの問題は基本的には原研内部の問題であるが、原子力委員会は、内部からの報告に基いて最終決定を下す立場にあったわけである。

原研敷地については1955年7月から経済企画庁原子力室が選定に当たっていた。ここでは(1)国有地を賃借すること、(2)東京から距離が近いこと、(3)ある程度以上の広さがあること、等の基準のもとに、習志野、水戸、棒名山、富士吉田、武山、観音山、岩鼻、川越が候補地として選ばれ、さらに豊橋、豊川、浅川、土浦、川崎、船橋、千葉なども調査されていた。

55年11月末、財団法人原研が発足すると内部に土地選定委員会が結成され、経済企画庁の調査を基礎に選定が開始された。選定の条件としては、前記三項目の他、以下のような項目が重視されている。(4)用水の十分なこと、(5)風向と風速、(6)空気中に塵埃の量の少ないこと、(7)雨量、(8)地質および地勢、(9)断層・地震・

洪水の経歴、(10)地下水状況、(11)受電が容易であり、安定した電源が得られること、(12)排水の支障の少ないこと、(13)道路、整地等附帯土工費の少ないこと、(14)周囲の民家工場等との相関位置、(15)農地、森林等との相関位置⁽²⁾。

土地選定委員会は、こうした項目を考慮しつつ、約20の候補地を書類選考、55年12月末の会合では、一応、習志野、相模原、高萩、岩鼻、水戸、浅川、高崎の七地区が選ばれた。56年1月6日の会合では、候補地に土浦が加えられた。

これらの場所のほとんどに共通しているのは、旧軍用地＝米軍基地という点である。

56年に入るとマスコミも原研敷地問題を大きく取り上げ始める。1月10日、水戸郊外の海岸を視察した久布白原研常任理事が、「ここに決めよう」ともらしたことが、「原子力研究所、有力候補に水戸海岸」という見出しで大々的に報道されたり⁽³⁾、一面トップに「武山（横須賀市旧海兵団跡）が最有力、原子炉敷地近く決定」との見出しが躍り出る⁽⁴⁾など、かなり過熱気味である。しかし、それだけこの問題は人々の関心を呼んでいたのである。

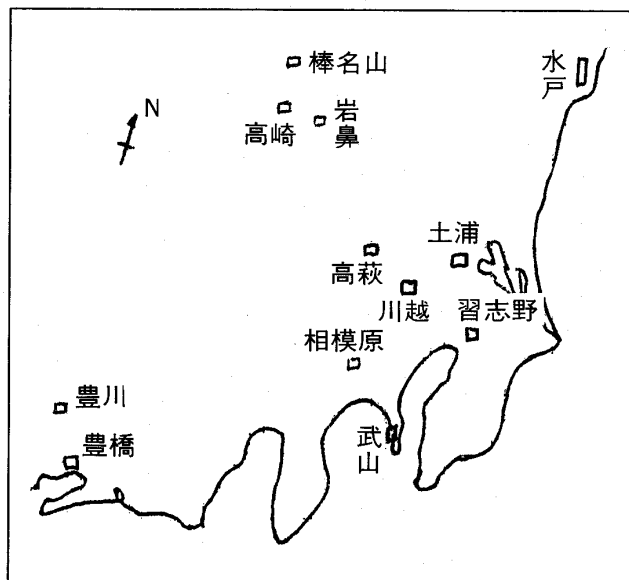


図1：原子力研究所候補地分布図
『財団法人原子力研究所史』(1957年)より

この頃には各候補地の動きも活発化している。特に高崎の誘致運動はきわめて盛んであった。中曾根も「誘致に異常な熱意」（『朝日新聞』56年1月5日）を見せていた。

1月21日に開かれた土地選定委員会は、候補地を、武山、水戸、高崎、岩鼻、高萩にほぼ絞っている。そして1月末から2月初めにかけて、これら有力候補地の実地調査が、駒形土地選定委員会委員長はじめ木村健二郎、和達清夫ら各界専門家によって行われた。その際、候補地の1つ水戸地区では、2月1日、県当局者が、従来からの候補地＝前渡村（現勝田市の一部）海岸、米軍射爆場に加えて、東海村にも調査の一行を案内したが、後者が大いに気に入られている。

有力候補地の調査を一通り終えた土地選定委員会では、2月2日、駒形、久布白が正力を首相官邸に訪問し、武山が最適、次は水戸郊外第2地区（＝東海村、前渡村＝第1地区に対し）と伝えた。この時、東海村が初めて大きくクローズアップされたのである。駒形らの主張に対し、正力は必ずしも賛意を示していない⁽⁵⁾。

2月4日の土地選定委員会では、候補地の順位決定を行う予定であったが、各候補地の政治家と組んでの誘致運動に動揺、決定を延期させるを得なくなってしまった。2月6日、『朝日新聞』は、原研、土地選定委員会では武山を確保したいのだが、「高崎市などの候補地側が地元選出議員などを通じて激しい誘致運動を研究所ならびに政府部内に行っているため、土地選定委員会も政治的な問題化を恐れ、順位決定の踏みきりがつかない…土地選定委員の一部には科学的に決定すべき事柄に『政治的横やり』が入ることを苦々しく思っている人々もいる」と報じている。

2月8日の土地選定委員会では、ようやく5案が正式に決定した。しかしこの案は正に政治的配慮の産物で、明確な順位付けはなく、単に候補地の組合せによって5つの案をみ出したものに過ぎなかった。ただいずれにせよ、「水戸は動力炉敷地として確保する必要がある」とことは確認されたので、水戸には何らかの原子力関係施設が設置されることが確定的になったのである。最終的結論としての5案は次の通りであった。

▷実験用炉と動力用炉を一箇所設ける場合
〔イ案〕横須賀市武山に動力試験炉まで集中

原子力研究開発黎明期における中央の動向

的に設置

〔ロ案〕水戸（茨城県東海村）に動力試験炉まで集中的に設置

▷実験用炉と動力用炉とを分ける場合

〔ハ案〕武山の一部に国産炉までを設置し、水戸に動力試験炉を分離して設置

〔ニ案〕岩鼻に国産炉まで設置し、水戸に動力試験炉を分離して設置

〔ホ案〕高崎に国産炉まで設置し、水戸に動力試験炉を分離して設置

この案は原子力委員会に提出された。2月9日、正力は記者会見で、実験用炉と動力用炉とは分け、動力用炉は東海村に置く旨を言明したが、この頃はまだ実験用炉敷地としては武山が圧倒的に有力視されていた。

地元でも横須賀市議会は誘致を決め、陳情なども行っていた。2月10日には、梅津横須賀市長が、武山米軍基地の接收解除を要請する手紙を、アイゼンハウアーに送っている。これは「現在ここは米国が使っているが、米国が原子力研

表2：候補地の比較表

地区名	所在地	東京からの距離・交通の便			面積	用 水
		距離 (都心部より)	所要時間 (同左)	最寄駅		
武 山	神奈川県 横須賀市	55km	1時間 40分	横須賀線 横須賀駅より15分。 京浜線衣笠駅より10分。	43 万坪	1. 現在該地区の米軍は平均1日4,000トン(最大6,000トン)使用、給水設備完備。 2. 動力用には海水使用可能。 3. 5地区のうち、用水費最も安い。
水 戸	茨 城 県 那 珂 郡 東 海 村	115km	2時間 30分	常磐線水戸駅より35分。 石神駅より10分。	105 万坪	1. 約2kmのところ久慈川(最湯水量8.7m ³ /sec)および阿漕浦(湖面積約6町歩貯水量15万立方m)あり、取水は容易。 2. 動力用には海水使用可能。
岩 鼻	群 馬 県 群 馬 郡 岩 鼻 村	95km	1時間 50分	高 崎 線 倉 賀 野 駅 より5分。	23 万坪	1. 伊能川に面し、現在取水設備完備(能力200トン/時間)。 2. 烏川本流にも近い。
高 崎	群 馬 県 高 崎 市	105km	2時間	高 崎 線 高 崎 駅 より10分。	108 万坪	1. 烏川本流より直線的に約2kmの導水管を要す。 2. 水位差40mあり送水に大動力を要す。
高 萩	埼 玉 県 入 間 郡 高 萩 村	45km	1時間 10分	川 越 線 高 萩 駅 より3分。	70 万坪	1. 地下水は浅く取得容易。 2. 附近の高麗川の流量少なし。

(注) 1. 都心部よりの距離は東京駅よりの直線距離。
2. 所要時間は東京駅より候補地までの所要時間(当時)。

究に対する指導と援助の好意をこの敷地の接收解除問題についても示してほしい」といった内容のものだが、この時点では多くの人々が、接收解除の目途さえつけば、原研敷地は武山、と考えていたのである。

地元選出の志村茂治代議士(社)も反基地闘争と結び付けて住民に原研誘致を呼びかけている。この志村と、高崎市議会に誘致決議をさせた中曾根との対立が、敷地問題の解決を困難にしていた。

さて、2月15日、原子力委員会は初めて敷地選定問題を討議、同委員会としては、武山を実験用炉敷地の第1候補にすることを決め、早速原子局から調達庁を通じて米軍に接收解除を交渉することにし、また動力用炉敷地として東海村を確保することも決定した。その会合では、原研の土地選定委員会の調査報告書を尊重して検討、全員で武山を推することを決めている。

この決定を受けて2月16日、原子力局は調達庁に武山の接收地を20万坪以上、日本側に返還

地 勢 と 地 質	汚 染 に 対 す る 考 慮	そ の 他
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平坦で整地の必要なし。 2. 中央部に岩山あり基盤は浅いところがある見込。 3. 5地区中整地費最も安い。 4. 地盤の変動が他地区に比して大。 5. 津波と高潮に注意を要す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 汚染水は相模湾に放流でき水戸について好条件である。 2. 最多風向頻度、海側に吹き安全度が高い。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在アメリカ軍使用中。 2. 居住環境最もよい。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平坦な松林地区で砂層はほぼ2m程度で浅く下に粘土層あり。重量構造物の建設には基礎に多少経費がかかる見込。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 汚染水は太平洋に放流、5地区の中で最も問題少ない。 2. 風向頻度からみて、大体海側に吹くが、陸側に吹いても人口密集地帯と隔離度が大きく安全度が高い。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林 96万坪。 2. 県有林 9万坪。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平坦で整地はほとんど不要。ただし火薬庫の土堰撤去の要あり。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利根川上流で汚染に関連する地域が広大である。 2. 渇水期は汚染水稀釈に流量が不足。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有地。 2. 隣接して火薬工場あり。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平坦部8万坪程度、後は山林で丘陵部分を削除して整地を要す。 2. 中央に深さ15mの谷あり。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利根川上流で汚染に関連する地域が広大である。 2. 汚染水稀釈に流量不足するのみならず、放水のため約2km(直線的にみて)のパイプ敷設を要す。 3. 附近に人口密集しており空気汚染防止に注意を要す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国有林 100万坪。私有地 8万坪程度。 2. 中央部の亜炭鉱山と民家約20戸撤去を要す。 3. 進入路の巾員の拡大を要す。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平坦で整地の要なし。 2. 厚さ20mの砂利層が浅部にあり、重量構造物を建てやすい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高麗川の流量少なく、稀釈放流は困難である。 2. 荒川上流で汚染に関連する地域が大きい。 3. 貯水池をつくる場合、地下水が連続しているため周囲に影響があるかは知れない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私有地 50万坪。(協同組合)。 2. 国有地 20万坪。

『財団法人原子力研究所史』(1957年)より

するよう米軍と交渉するように依頼している。解除方については、さきに内山神奈川県知事が非公式に米軍首脳に打診したところでは20万坪以上の返還を期待できる感触を得ていたのであるが、突如、「武山は防衛庁が3年前から米側に接收解除を要望してきた地域で、又米側も『接收を解除した場合、防衛庁関係施設として使ってほしい』との希望が非公式に示されたことが、17日明らかにされた⁽⁷⁾」という出所不明の報道が流れるなど、武山に関して雲行きが急に悪くなってきた。

防衛庁では、原子力局から調達庁への依頼に対し俄かに動きを開始、船田防衛庁長官が、原子力委員会や調達庁に武山は従来から防衛庁が米軍に接收解除を要望していたこと等を説明し、協力を求めるという拳に出た。

ここに対米関係としての接收解除要求という問題に加え、国内の問題として返還された場合、そこに原研を設置するか、防衛庁施設か、という新しい問題が生じてきたのである。

ところで横須賀市長がアイゼンハワー一宛に解除を依頼する書簡を送ったことは既に述べたが、3月5日に国務省の日本担当官J・W・マーチンの名で回答が届いている。それには「私は貴下が、その要求について日本の適当な機関を通じ、定められた手続きをすでにとられていることを希望する。もしこの手続きがふまれるならば、日本のキャンプ・マギル（武山海兵隊）の返還要求は慎重に考慮されるであろうことを信じていただきたい」（『朝日新聞』56年3月5日）とあった。

また同市長が、米極東海軍司令官カラハン中将に送った書簡への返答にも「横須賀の人々が、原子力研究所を横須賀市内に設置しようとする計画が同市のみでなく、全日本の多幸な進展の里標となることを希望していることに対し、私は率直に認識し同感する。もし日本政府が、このキャンプ・マギルの返還要求を手続きを経て米政府に出したなら、十分検討されたうえ調整された返事がなされるであろうことを約束する」（『毎日新聞』56年3月5日）とあり双方とも、武山の接收解除を十分に考慮することを約している。

同日（3月5日）には、先の調達庁の要望に対し、日米合同委員会施設特別委員会代表のハーバード小將から非公式の回答が寄せられた。それは、日本側が代わりの施設を提供するならば、との条件付きで、武山を半分程度返してもよいというものであり、「接收を解除した場合、防衛庁関係施設として使ってほしい」などという希望はどこにも述べられていなかった。

ここに日本政府は、米側との正式折衝に入るべき時を迎えたのであるが、政府、自民党はむしろ米側の好意的な態度にとまどいを見せている。正力は、「代わりの土地や施設を提供することは困難だし、米軍との折衝で時間を費せば開発が遅れる」（3月6日、衆院科学技術振興対策特別委員会）と述べ、以前からの武山に対する消極姿勢をより一層鮮明にした。とってつけたような理由で、武山を避けようとしていることに対し各方面から不信感が湧き起こっている。

3月8日『朝日新聞』は、「社説」で「腰抜けの武山交渉」と題して、政府を痛烈に非難している。

…多くの国民が政府は米側の回答を口実に、予定通り武山を放棄しようとしているのではないかと疑っているのを正力国務相は知っているであろうか。…われわれは、土地選定委員会が科学的に総合判断して決めた敷地を、政府がもっと尊重することを要求したい。そこを確保することが、原子力の研究に最も便利であり、国費の浪費を防ぎ国民の安全を保証する最善の道であると考えからである。…いまのような態度では果して日本がほんとうに武山が欲しいのかどうか、先方としても疑いなきを得まい。問題はむしろ、交渉相手の米国より、どれだけ熱意をもって交渉を進めるかという政府の態度如何にかかっている。ここでも政府が科学的に決められた結論を重んじないのであれば、もはや科学技術とか原子力とかを扱う資格はないであろう。

原研と直接的なかわりを持つことになる学界からも、科学的見地から武山を推す声は益々

高まってゆく。大山義年（東工大教授）は、敷地選定について重視するのは、(1)放射能汚染に対する考慮の問題、(2)研究者が喜んで研究に従事し得る環境と各種の利便である、とし(1)については、武山と水戸は互角の条件を備えているが、(2)に関しては武山の方がずっと上であるとして武山を推している。

そして、学界の総意を反映すべく武山を、「万難を排して取得するよう努力すべきであって、代替施設の問題などで日本側で一方的に推測して、相手の真意をよくたださぬ中にこれを断念するのはどうもふに落ちない。背後に政治的な配慮があるやにも伝えられているが、科学的な問題の処理にあたっては…真に科学者の合理的な結論が達成されるよう希望する⁽⁸⁾」と述べている。

橋口隆吉（東大教授）も「各方面の権威を集めた土地選定委員会が多数のデータのなかから客観的に割出した最上のものを、政治的利害関係から動かされるようなことがあれば、今後の原子力研究は不安でやりきれない」と語り、嵯峨根遼吉も政治家の口出しを批判している⁽⁹⁾。

そこには科学的な問題であるだけに、個々の学者の思想信条等に比較的にかかわりなく、学問的、科学的、技術的見地から政府を批判するという構図が見られる。ここに一応、端的に政財界対学界という図式が成り立つのである。勿論、1つ1つのケースを見た場合、事情は簡単なものではないが、この期における「原子力」の諸問題に関する場合、大勢として、このような対立の構図を描くことができる。

3月8日には内山神奈川県知事、翌9日には佐々木原子力局長が、それぞれ日米合同委員会ハーバート小将に会見、武山について打診しているが、いずれも非常に好意的な返答を得ている。この時点で、代替施設として米軍が要求しているのは建物で、そう無茶なものではないことが明らかになっている。だが肝心の日本政府は相変わらず煮え切らない態度を続けている。以下、3月8日の衆院科学技術振興対策特別委員会にはおける質疑応答を少し見てみよう。

岡良一(社) 原子力委員会は武山を最適地と考えているか。

藤岡原子力委員 最適地と考える。

岡良一 米側の要求してきた代替施設の内容がわからないのなら、なぜ日米合同委へ正式に提出して明らかにしないのか。

正力原子力委員長 9日の原子力委員会で慎重に検討して決めるが、もし代替施設なるものが多大な費用がかかるものならば、武山は必ずしも最適地とはならない。武山は①東京に近いこと、②施設、環境がよいこと、の二点から適地となった。しかし演習地に近いという欠点もある。

中曾根康弘(自) 原子炉の敷地を武山のように海岸地域に固執することは適当ではない。米英の原子炉は必ずしも海岸ではない。実験炉にはそれほど水はいらぬし、また武山海岸で廃棄物処理を行えば相模湾の魚は食えなくなるのではないか。また実験と発電用の原子炉を分けて置く考えはないか。

正力委員長 原子力研究所の研究によれば、出来れば実験用、発電用原子炉は一カ所にまとめておく方がよいということであった。また、いまのところ武山が最も適当であるということになっているが、いずれにしても慎重に検討して世論の納得のいくように決めたいと思う。

武山の対立候補地である高崎、岩鼻を選挙区内にもち、1955年10月初旬、住谷市長に原研の高崎への誘致を呼びかけ、それ以後、地元で原子力の啓蒙のため映画会、講演会を開き、10万枚のピラを配布するなど「異常な熱意」をもって誘致活動をしている中曾根が非科学的な発言で武山を否定するのはさておくとしても、責任ある立場にある正力が全くあいまいな答弁を繰り返しているのには、背後の政治的介入の存在を感じないわけにはいかない。

事実、この頃になると、土地選定委員会では、候補地についての報告書作成の際、結局イ案、ロ案…という表現になったが、実は、最初は1、2、3と順位をつけたのだがこれに対し、上の方から「それでは困る。優劣のつかないように

候補地名だけつけて出してくれ」、との申し入れがあり、止むを得ず同委員会がA、B、Cとしようとしたところ、それも拒否された、と内部関係者が語るなど¹⁰⁰、政治的圧力の存在が明らかになってくるのである。

中曽根、稲葉らと共に54年3月、原子力予算案を提出した齊藤憲三は、原研敷地問題では、「武山はサンフランシスコ条約によって米側に提供しているのだし、国際的にも微妙な関係があり学界の希望通りにやるのは難しい。…また国防上からも重大な土地で防衛庁も重視しており、政治的にいろいろ困難がある¹⁰¹」と語り、敷地問題の背後に政治的配慮があることをほのめかしている。

米軍、米政府に関しては、見通しが開けていたのであるから、敷地問題を複雑にし不明朗にしているのは一に国内の政治的介入であった。

このような中で、3月9日、原子力委員会は2月15日の委員会に続いて、武山を推すという態度を確認、同地の接收解除について米軍と正式交渉に入ることを正式に決定した。

翌10日にはこの旨が政府に報告され、政府では3月13日の閣議後、正力、船田、一万田尚登蔵相、河野一郎農相、倉石忠雄労相、根本竜太郎官房長官が、武山問題について協議を行った。席上、船田、河野は、防衛庁は武山を自衛隊基地にすべく、3年前から返還を米軍に交渉していたし、現在でも希望を持っている。原子力委員会の希望だけを聞くわけにはいかない、と強硬な態度を示した¹⁰²。結局この日は結論が出ず、16日の閣議で最検討することになったが、同日も船田、河野が原研の武山設置に反対したため結論には至らなかった。

一方、学界では、3月17日に開かれた学術会議原子力特別委員会初会合で、橋口隆吉が「原子力研究所の敷地選定をめぐって最近納得のいかないような動きがある。学界の気持ちをなんらかの形で意志表示したい¹⁰³」と提案、協議の後、「原子力研究所敷地の決定には特に専門学者の科学的調査の結論を尊重されたい¹⁰⁴」旨、鳩山首相に申し入れることを決定した。

さて問題の政府部会では、3月中はとうとう結論が出なかったが、30日の閣議において最終

決定を下すことが決まった。その3日の閣議の傍頭、根本官房長官は次のように発言した。

「正力国務相は大勢の赴くところによって解決したいとして私に問題の処理を一任したので、2、3日来、関係の間を調整した結果、国家的、総合的な見地から武山でない場所を考えたい¹⁰⁵」。これですべてが決したのである。

その後、少々意見も述べられたが、結局、武山は国策上ほかの目的に専用することが望ましい、として武山を敷地としないことが、全閣僚によって了承された。

平和利用のための原研より、軍事利用のための防衛庁施設の設置の優先、横須賀が、中曽根と激しく誘致を争う社会党代議士（志村茂治）の地盤であること、中曽根等に対する政治的配慮、こうした要素が、政府をこの了承に導いたのである。閣内の大勢は最初から武山反対であったが、一応、政府としても世論の動向や、政府は原子力委員会の決定を尊重すべきである、という原子力委員会法の規定を配慮し、結論を延ばしてきたのである。

3日の閣議了承については、各方面から批判が起こっている。社会党は、「政府がこのように政治力で科学的問題をゆがめるようでは、いままで原子力問題でとってきた自民・社会両党の超党派態度は続けられないだろう¹⁰⁶。」と警告、翌4月4日には、勝間田清一らが正力に会い、武山が覆されたことに対し、その背景に政治的干渉がみられると政府を非難している。

原子力委員会では、正力および財界出身の石川を除く学者出身の3委員が政府を批判した。湯川は、「武山は原子力研究所の土地選定委員会で十分な学問的根拠に基づいて選び、原子力委員会もこれをよしとして決めたものだ¹⁰⁷」と語り、有沢は原子力委員会の権威にかかわるとして、辞意をすらはのめかしている。

地元でも、梅津横須賀市長、内山神奈川県知事らがそろって遺憾の意を表明、原子力委員会、学者、国民、地元等が挙って賛成しているのに何故、と政府に対する不信感を明らかにしている¹⁰⁸。

4月4日の『朝日新聞』も「地元関係者は武山問題には不明朗な政治的配慮¹⁰⁹、が加えら

れていると見ている。それによると、正力氏は初めから「ある政治的理由」から武山の使用には反対であった。ところが2月15日の原子力委員会が武山と決めたので仕方なく米軍と折衝することにしたが、これも米軍が武山キャンプを解除しないとの見通しからであった。

しかし米軍からは『解除考慮』の返事が来たので、新しい反対理由を自衛隊にかぶせたのではないか—というのである。」と報じ、さらに6日には「今のままの政府の態度では、今後科学的立場を尊重して処理されるべき原子力の平和利用が政治の力で左右され学者や専門家の意見が軽く葬り去られるのではないか…」と世間の不信、不安を代弁している。

4月5日には、国会の原子力合同委員会の中曾根、志村、斎藤らが、この問題を論じ合い、原研の敷地問題は全くの白紙に戻し、新たに原子力委員会内に土地選定委員会を設けそこで選定することを正力に申し入れることにしている。翌6日には、原研敷地として東海村が正式決定したので、これら与野党議員の動きは止まったわけであるが、政界では、このように、科学的見地からではなく、政治的配慮によって「原子力」が論じられていたのである。

こうして4月6日、閣議は敷地選定について、原子力委員会に再考を求める、という形で巧妙に同委員会の存在を重視しているかのように見せかけつつ、事実上は「武山拒否＝原子力委員会決定の無視」の決定を行ったのである。最初、同日の閣議では3日の閣議了承の線、すなわち武山は適当でない旨の決定をしようとしていたのだが、正力らの原子力委員会決定と真向から対立することは避けるべき旨の意見が容れられて、原子力委員会に下駄を預けるような表現の決定になったのである⁽¹⁹⁾。

同日午後から首相官邸で開かれた原子力委員会では、正力がまず政府の決定を説明した後、討議に入ったが、湯川、有沢が慎重に再検討すべきことを説いた他は、早急に決定することを主張(正力、藤岡、佐々木原子力局長ら)し、結局、全員合意ということで、その日のうちに次のような声明を發表した。

日本原子力研究所の敷地については、かねて横須賀市武山を候補地として選んできた。しかるに政府としては種々の事情により候補地選定について本委員会の再考を促された。原子力研究の開始は至急を要し、したがって敷地の決定は遷延を許さないで本委員会は慎重に審議して改めて、茨城県東海村を候補地として選ぶこととした。

元来原子力研究所は一カ所にまとめて設置するのが理想的である。二カ所以上に分かれることは研究者の分散、施設の重複、総合研究の困難等の種々の不便がある。しかしながら一方において研究者の便宜ということも忘れてはならない点である。研究開始の初期の段階では、日本原子力研究所員以外の学者の協力を要することも多いので、この点は特に注意を要する。この研究者の便宜の点や、また既存施設の利用可能等の事情に重きを置き、まず実験炉の段階は武山で行うことが適当であると決定したわけである。



写真2：原子力研究所の敷地が東海村に決定したことを報じる1956年4月7日付『朝日新聞』

きょう改めて東海村を選んだが、ここは地域が広く、実験炉から動力試験炉までを一カ所で研究し得る利点がある。反面この地は交通が不便で、研究者の立場からは多少欠点が認められ、また施設の完備にやや日時を要するであろう。

なおこのたびの件については、政府が原子力委員会の決定を十分検討の上、改めて本委員会の再考を促されたので、これを了とした次第である。原子力委員会設置の趣旨にかんがみ、政府は今後、委員会の決定を尊重されることを希望する。

こうして武山は遂に取り下げられ、2月初めまでは候補にも上がっていなかった水戸・第2地区＝東海村が原研の敷地と決定したのである。

3. 敷地決定に対する反響

この不明朗な敷地決定に対して、各界から批判が湧き上がっているが、そこには3日以来の政府に対する批判と共に、自らの決定をあさり取り下げて、自らの権威を落しめた原子力委員会に対する批判もみられる。政府への批判には、(1)科学的見地の無視、(2)それと裏腹の政治的介入、という観点からの批判に、(3)原子力委員会の性格、という観点からの批判が加わっている。

すなわち「政府回答はかたちの上では原子力委員会に「再考をわずらわす」という表現だが、実際は委員会の決定…を拒否し、武山以外から候補地を選ぶよう委員会に要求したものだ。このような手段で結末をつけたのは、原子力委員会が単に諮問機関にすぎないことを政府みずからの手で確認」したもので、「最初の重大な決定を葬り去²⁰⁾」ることによって、政府は原子力委員会を重視しないことを明らかにしたのだ、というのである。

原子力委員会に対する批判は、(1)声明文の内容に対するものと、(2)同委員会のとった態度に対するものであるが、それは以下のように集約されよう。要するに「声明は政府がなぜ武山を突き返して来たかについて故意に言及せず、『種々の理由で』というあいまい極まる表

現で逃げている。国民はこれでは何のことか、さっぱりわからない。…

原子力委員会が、その理由を明確にすることもせず、…逃口上を連ねてその責任を回避しようとしていることは、誠に不可解である²¹⁾」という声明そのものに対する批判、および、「良識を誇る委員会であればこそ、その決定には重い責任を感じべきであり、自らその権威を放棄しておきながら、『今後も委員会の決定を尊重されることを希望する』などといってもはじまらない²²⁾」という原子力委員会の態度豹変に対する批判である。

さて、原子力委員会は、「種々の事情」によって政府が、敷地選定の再考を求めてきた、と逃げているが、政府の同委員会への回答の中で「事情」に該当する部分を見てみると、そこには、武山は「防衛態勢整備上にも重大な関連がある」という一文しか見当たらない。「種々の事情」ではないのである。しかし、軍備との関係で、武山は放棄したとあっては、原子力平和利用のための原子力委員会の看板が泣くし、第一、世間、特に地元の納得は到底、得られまいとの見方のもとに、原子力委員会は敢えて「種々の事情」などというあいまいな表現を用いたのであろう。政府の「防衛体制整備」という意図に協力する形で、原子力委員会の決定変更が成されたところにも大きな問題がありそうである²³⁾。

ところで、4月3日の閣議了承に対しては、正力、石川を除く、学者出身3委員は各々、批判を加えたのであったが、6日の一連の動きに関しては、藤岡「政府が原子力委員会の決定を尊重し、再考を求められたことは結構だった²⁴⁾」、湯川、「原子力委員会が一度決めた武山が選ばれなかったのは残念だが、敷地の問題は原子力研究の本質ではないという点を考えてこの結論に同意した²⁵⁾」という具合である。

原子力委員会の「存在」、その「権威」を問題にしたのは有沢のみであった。まやかしの再考依頼を「結構だった」とする藤岡は論外としても、湯川までが敷地問題は「原子力研究の本質ではない」として再考に軽々に同意しているのである。

こうして行政委員会ではない原子力「委員

会」、原子力「委員会」という名の審議会というべき原子力委員会は、最初の重要決定を自らの手で覆し、弱い存立基盤を一層弱めたのであった。

後に『原子力年鑑』（日本原子力産業会議編、1957年版）は、この敷地問題について、「原子力委員会の決定が結果的には変更を求められたことから、同委員会の権限に関して巷間種々論議され…政治的圧力があったなどともうわさされる等、決定に関しては必ずしもすっきりとしたものでなかったことは事実であるが、武山・水戸分離案と水戸集中案とは技術的にみて何ら遜色ないものと考えられており、ながい目でみるときは、かえって好い結果となるものと信じられている」と述べている。

敷地選定問題に関しては、技術的には甲乙つけ難い、といった技術論は全く別の事柄であり、それを持って来て、「かえって好い結果」云々というのは、論理のすりかえ以外の何ものでもないものであり、事の本質から眼をそらすものであるといわざるえない。

かくして、日本における原子力研究開発は誠に不明朗なかたちで発足することになったのである。

おわりに

既に制限紙数を越えてしまったので、本稿の記述はここまでとする。

以下、続稿として、原子力研究開発に関わる諸機関の設立されていく状況、それについての政財界、学界の関わり方、実際に原子力発電が行われるに際しての諸問題、「原子力」（主として、原子炉の売買や原子力一般協定締結等）をめぐっての国際関係などに関して論及していく予定である。

最終的には、人類文化史上における重要な現代史的課題としての「原子力」を根底的に考える論考としたいと考えている。

【註】

第1章

- (1) 『日本の原子力産業』1975年版(通産省)。
- (2) 北村洋基「日本の原子力政策の形成過程」〔『経済論叢』Vol.114, 1・2号(1974年7・8月)〕、「日本の原子力産業と研究開発」〔『経済論叢』Vol.114, 5・6号(1974年11・12月)〕、「日本の原子力政策と産業」〔『商学論集』Vol.44, 4号(1976年3月)〕。
- (3) 原子力産業一鉦工業、商社、電気事業。

第2章

- (1) 原爆を起爆剤に用いた水爆の外被をウラン²³⁸で包み、爆発力を強めた爆弾。
- (2) 『ニューズウィーク』7月25日号〔『原子力年鑑』1957年(日本原子力産業会議)〕。
- (3) ウランからウラン²³⁵の同位体分離またはいかなる放射性不安定元素の同位体分離をきたすことを目的とするすべての研究または開発を禁止する、という条項、9月22日発。
- (4) 「原子力の分野における日本の研究ならびに活動」1947年1月30日。
- (5) 伏見康治「聞書き」、武谷三男「原子力の平和利用と世界」(『改造』1954年4月号)。
- (6) 「第39委員会」(第1回会合)1953年1月16日～「原子力研究の可否に関する公聴会」。
- (7) 『毎日新聞』1954年3月4日。
- (8) 日本原子力産業会議編『原子力開発十年史』1965年。
- (9) 同右。
- (10) 『毎日新聞』注(7)。
- (11) 武谷「不明朗な原子炉予算」〔共同『新潟日報』1954年3月29日〕。
- (12) 中曾根康弘「原子力開発への準備」〔前掲、『原子力開発十年史』〕。
- (13) 同上。
- (14) 伏見『研究と大学の周辺』(1967年)および「聞書き」。
- (15) 「わが国の原子力研究についての原子核物理学者の意見」3月20日。
- (16) 正式名称は「原子力の非軍事的利用に関する協力のため日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」、前文、本文(9条)、交換公文から成る。
- (17) この間の事情は『原子力年鑑』、武谷『原子力と科学者』等による。
- (18) 議員団共同声明1955年9月12日。
- (19) 朝日、毎日、読売等各紙、『原子力年鑑』『原子力白書』(原子力委員会)『原子力開発十年史』等による。

原子力研究開発黎明期における中央の動向

(20) 原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）。
第1章、総則、第2条、原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開、進んで国際協力に資するものとする。

(21) 『原子力開発十年史』。

(22) 『科学技術庁十年史』（1966年5月19日科学技術庁）。

(23) 原子力委員の人選の経緯に関しては諸説が紛々としており、真相は未だ明らかではない。

(24) その機能は、そのまま原子力委員会に引きつがれていく。

第3章

(1) マッキニ報告。1956年初め、米上下院原子力委員会に提出。

(2) 「土地選定調査要綱」（原研所史編纂室編、『財団法人原子力研究所史』）

(3) 『朝日新聞』茨城版1956年1月17日。

(4) 同上1956年1月22日。

(5) 『毎日新聞』1956年2月3日。

(6) 同上1956年2月12日。

(7) 同上1956年2月18日。

(8) 論壇「最適地『武山』を推す、原子力研究所敷地の選定」（大山義年、『朝日新聞』1956年3月8日）。

(9) これら学者の発言は『朝日新聞』1956年3月9日。

(10) 「波乱呼ぶ武山断念論。」同上。

(11) 『朝日新聞』1956年3月9日。

(12) 『毎日新聞』1956年3月13日。

(13) 『朝日新聞』1956年3月18日。

(14) 『毎日新聞』1956年4月3日。

(15) 『朝日新聞』1956年4月4日。

(16) 同上。

(17) 4月4日前後の各紙の報道による。

(18) 政治的配慮…武山は防衛上必要という理由も去ることながら、中曽根に対する気兼ね、社会党（志村茂治）に有利になることを避けようとしたこと等。

(19) 政府回答—原子力委員会は原子力研究所の敷地として武山を適当と認めているが、当地は防衛態勢整備上にも重大な関連があることは否めない。しかし原子力研究所の敷地の決定は急を要することなので、この際この間の事情をとくとしんしゃくの上、敷地の選考に関し、原子力委員会の再考をわずらわしたい。

(20) 『毎日新聞』1956年4月7日。

(21) 『朝日新聞』1956年4月7日。

(22) 同上。

(23) 『原子力白書』（1957年原子力委員会）。『白書』では、政府回答を止むを得ないものとして認め—すなわ

ち自衛隊使用の優先を認め—ている。

(24) 『毎日新聞』1956年4月7日。

(25) 同上。

※ちなみに本論では、煩を避けるため、原研（＝日本原子力研究所）、原燃（＝原子燃料公社）、放医研（＝放射線医学研究所）、原産（＝日本原子力産業会議）、原電（＝日本原子力発電〔株〕）、東電（＝東京電力〔株〕）、関電（＝関西電力〔株〕）、GE（＝ゼネラル・エレクトリック社）、WH（＝ウエスチング・ハウス社）、動燃（＝動力炉・核燃料開発事業団）等のように、略称を用いて記述した。